

令和3年度 全国厚生労働関係部局長会議資料  
老健局 訂正履歴

「令和3年度全国厚生労働関係部局長会議」において、掲載内容に誤りがございました。ご迷惑をおかけしましたこととお詫びするとともに、以下のとおり訂正させていただきます。

○説明資料－老健局

以下のページの赤い点線の囲みにおいて、記載内容に誤りがあったため、適切な表現に修正  
P 8 6 [訂正後]

**拡充** ICT導入支援事業【地域医療介護総合確保基金（介護従業者確保分）】

目的…ICTを活用した介護サービス事業所の業務効率化を通じて、職員の負担軽減を図る。  
実施主体…都道府県

令和4年度予算案 地域医療介護総合確保基金 137.4億円の内数

**補助要件**

- 記録、情報共有、請求の各業務が転記不要（一気通貫）
- (居宅系サービス等) ケアマネ事業所とのデータ連携のために「ケアプラン連携標準仕様」を実装した介護ソフトである
- LIFEによる情報収集・フィードバックに協力
- 導入事業所による他事業所からの照会対応
- 導入計画の作成と、導入効果報告（2年間） 等
- 以下のいずれかの要件を満たす場合は補助率を3/4に拡充（導入計画等で確認）
  - 事業所間でケアプランのデータ連携で負担軽減を実現
  - LIFEの「CSV連携仕様」を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施等
  - **ICT導入計画で文書量を半減（R4年度拡充）**
  - **ケアプランデータ連携システムの利用（R4年度拡充）**

年度	補助上限額	補助率	補助対象	
元年度	30万円 (事業費60万円)	1/2 国2/6、都道府県1/6 事業費3/6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護ソフト</li> <li>● タブレット端末</li> <li>● スマートフォン</li> <li>● インカム</li> <li>● クラウドサービス</li> <li>● 他事業者からの照会経費等</li> </ul>	
2年度	当初	都道府県が設定 <small>※事業費超過分はR4年度に繰り越す</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護ソフト</li> <li>● タブレット端末</li> <li>● スマートフォン</li> <li>● インカム</li> <li>● クラウドサービス</li> <li>● 他事業者からの照会経費等</li> </ul>	
	1次補正			事業所規模（職員数）に応じて設定 ● 1～10人 50万円 ● 11～20人 80万円 ● 21～30人 100万円 ● 31人～ 130万円
	3次補正			事業所規模（職員数）に応じて設定 ● 1～10人 100万円 ● 11～20人 160万円 ● 21～30人 200万円 ● 31人～ 260万円
	4年度			一定の要件を満たす場合は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の場合は、1/2を下限に都道府県の裁量により設定

※令和2年度（当初予算）以降の拡充分は令和5年度までの実施

P 8 6 [訂正前]

**拡充** ICT導入支援事業【地域医療介護総合確保基金（介護従業者確保分）】

目的…ICTを活用した介護サービス事業所の業務効率化を通じて、職員の負担軽減を図る。  
実施主体…都道府県

令和4年度予算案 地域医療介護総合確保基金 137.4億円の内数

**補助要件**

- 記録、情報共有、請求の各業務が転記不要（一気通貫）
- (居宅系サービス等) ケアマネ事業所とのデータ連携のために「ケアプラン連携標準仕様」を実装した介護ソフトである
- LIFEによる情報収集・フィードバックに協力
- 導入事業所による他事業所からの照会対応
- 導入計画の作成と、導入効果報告（2年間） 等
- 以下のいずれかの要件を満たす場合は補助率を3/4に拡充（導入計画等で確認）
  - 事業所間でケアプランのデータ連携で負担軽減を実現
  - LIFEの「CSV連携仕様」を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施等
  - **ICT導入計画で文書量を半減（R4年度拡充）**
  - **ケアプランデータ連携システムの利用（R4年度拡充）**

年度	補助上限額	補助率	補助対象	
元年度	30万円 (事業費60万円)	1/2 国2/6、都道府県1/6 事業費3/6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護ソフト</li> <li>● タブレット端末</li> <li>● スマートフォン</li> <li>● インカム</li> <li>● クラウドサービス</li> <li>● 他事業者からの照会経費等</li> </ul>	
2年度	当初	都道府県が設定 <small>※事業費超過分はR4年度に繰り越す</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護ソフト</li> <li>● タブレット端末</li> <li>● スマートフォン</li> <li>● インカム</li> <li>● クラウドサービス</li> <li>● 他事業者からの照会経費等</li> </ul>	
	1次補正			事業所規模（職員数）に応じて設定 ● 1～10人 50万円 ● 11～20人 80万円 ● 21～30人 100万円 ● 31人～ 130万円
	3次補正			事業所規模（職員数）に応じて設定 ● 1～10人 100万円 ● 11～20人 160万円 ● 21～30人 200万円 ● 31人～ 260万円
	4年度			一定の要件を満たす場合は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の場合は、1/2を下限に都道府県の裁量により設定

※令和2年度（当初予算）以降の拡充分は令和5年度までの実施